

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の経緯及び必要性

民法の一部が改正され、成年年齢が引き下げられるとともに、女性の婚姻開始年齢が引き上げられること等を踏まえ、青少年の定義を改める等の必要がある。

2 改正概要

- (1) 青少年の定義を改める。(第5条関係)
- (2) その他所要の改正を行う。(第16条、第17条の2、第17条の3、第18条、第18条の2及び第18条の4関係)
- (3) この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、(2)は、公布の日から施行する。(附則)

3 公布年月日

令和4年3月31日

4 施行年月日

令和6年4月1日等